

フランスの進路指導における生徒の「指導要録」

**“Le dossier scolaire” de l’élève dans
l’orientation scolaire et professionnelle en France**

田 崎 德 友

Noritomo TASAKI

(1985年9月10日 受理)

目 次

- (一) はじめに
- (二) 「指導要録」の定義
- (三) 「指導要録」の歴史的発展
- (四) 「指導要録」の必要性とその改革
- (五) 1977年の省令とそれをめぐる問題
- (六) おわりに

(一) はじめに

フランスでは、1959年のいわゆるベルトワン改革によって、原則としてすべての児童が小学校卒業後、入学試験を受けずに中等教育に進学することができるようになった。これは、フランスの学校教育制度改革において、画期的なことであり、入学試験に代わって「指導要録」(dossier scolaire)の審査が行われ、それによって進路が決定されることになった。これが著名なフランスの進路指導の手続きの一つである。

フランスの第一次大戦以後における教育改革政策は、親の社会階級や経済的能力が生徒の教育機会を決定するという複線型教育制度を単線化し、教育機会を平等化すると同時に、いかにして生徒の能力・適性 (aptitudes) を発見し、それにもっともふさわしい教育を、いつどのようにして生徒に与えるかという民主化への摸索であったし、今日もそうである。このような教育政策の課題はフランスに限ったものではなく、各国に共通した課題でもある。

本研究は、生徒に競争試験を課さずに「進路指導」(orientation scolaire et professionnelle)を行い、それに基づいて生徒の「振分」(affection)を行なうための基礎的資料となる種々の資料のうち、とくに1970年代後半以来問題にされてきた「指導要録」だけを取りあげ、それについて、その定義、作成の目的と必要性、その改正の努力などの考察をとおしてその本質を明らかにす

ることを目的としている。その際、とくに重大な問題と論争を引き起こした1977年の「指導要録」に関する省令を中心にしてその検討を行うことにしたい。

なお、フランスの「指導要録」に関する研究や紹介記事は、すでに日本においてもいくつか公にされているが⁽¹⁾、「指導要録」は、学業成績などの多くの文書を含む進路指導にとって不可欠な生徒情報であり、また教育評価とも関わりのある重要な問題であるにも拘わらず、必ずしも本格的な研究がなされているとはいえない段階にある。

(二) 「指導要録」の定義

ここでいうフランスの生徒の「指導要録」とは、「ドッシャ・スコレール」(dossier scolaire)であり、直訳すると、生徒の「学業に関する書類の綴り」となる。この場合、生徒とは日本でいう「児童」と「生徒」を含んでいる。小学校の「児童」について、「アンファン」(enfant)が法文で用いられることも少なくないが、多くの場合、「生徒」である「エレーヴ」(élève)がより頻繁に用いられている。

日本の指導要録の性格について、文部省初等中等教育局長の通知文(文初初第 150号昭和46年2月27日)では、「指導要録は、従来どおり、児童または生徒の学籍ならびに指導の過程および結果の要約を記録し、指導および外部に対する証明等のために役立たせるための原簿としての性格をもつものである」と述べられている。

この日本の指導要録と比較すると、フランスの指導要録の性格はほぼ同じであり、児童・生徒の学校における記録を文字通りすべて記録することは、どの場合においても不可能であり、その意味において、あくまでも「指導および結果の要約を記録」したものである。この意味において、フランス語の原文の直訳と少し意と異なる部分もある。

るが、「ドッシエ・スコレール」を、「指導要録」と訳しても問題はないと考えられる。

フランスの「指導要録」は、生徒に関する文書の全体をいう。そのなかには、原則として、1) 家族についての情報と家族による子どもの生まれて最初の数年間にについて(健康など)の情報、2) 学校経歴(*antécédents scolaires*)についての文書、3) 生徒の学期毎の通知表(*bulletins trimestriels*)の写し、4) 各種試験の表(心理学的、生理学的テストの結果など)、5) 学級委員会の結論などの文書が含まれている⁽²⁾。

「生徒についてのもっとも豊かな指導要録はわれわれの記憶のなかにあるのであって、われわれの記録簿のなかにあるのではない。われわれは、毎日生徒と会い、その輪郭、その身振り、そのまなざし、その言葉、その趣味などを知るのである。」⁽³⁾というような基本的な理念があるが、「指導要録は、生徒の精神的存在を具体化するものである。」⁽⁴⁾とされている。

指導要録は、生徒をより良く知り、かれを導き、その進展を追跡することを可能にする観察結果を記載している。それは、子どもの世話をするすべてのもの、すなわち父母と教師の協力を必要とする。そこでは、常に、生徒の身体的、知的および道徳的な発達について、かれの努力する能力および知的能力について、また同様にその性格やその学習の進歩についての本質的な評価が見られるようにしておかなければならぬものである。

子どもの観察が、正確で完全であるためには、まず、学校の領域におけるその活動の本質的部分にまで広げられなければならないが、学校を取り巻く、また学校外の領域にも広げられなければならない。本当の気質、興味、資質および欠点は、学級においてばかりではなく、勉強における息抜きのような直接の監督下にないとき、寄宿生の食事あるいは余暇時間、あるいは環境学習で外出した場合によく現れることがある。

家族が生徒についてもたらす情報は教師にとって貴重な材料となる。それらは、必要な自由と裁量をもって集められる。家族環境は、事実、個人の発達において、教師が過小評価してしまうような、本質的な重要性を有している。家族によって記入される情報は、直接教授自身に、個々別に、あるいは一緒に、このために組織される懇談の折りに伝えられるのが望ましいとされている。

主な関心は、子どもの健康に向けられなければならない。彼の努力を認め、家庭における学習のために使うことのできる時間を判断し、あるいは

学校生活のある時期に遭遇する困難の説明を見つけるためには、この知識は絶対必要である。学校医や体育の教授の協力は非常に貴重である。

やっぱ学校の活動についての部分は、教師は二つの分野、すなわち一般的能力・適性(理解能力、注意力、想像力、発明能力、記憶力、観察力、趣味など)と特別な能力・適性(*aptitudes spéciales*)や各教科に特有の活動のそれであるが、この二つの分野における観察に向わなければならないとされている。

学校環境における子どもの性格やその行動の観察は、やはり興味をひく。というのは、規律や社会的適応の問題は、学習の良い進展のためと同時に、個人の一般的な養成にとって重要であるからである。この観察は、性格をもっとも良く知ることによって、かれの行動を改善していく方法を検討することを可能にするのである。

他方、生徒は充分に発展する存在であるから、その知的および精神的な発展は、その身体的成长に合わせて考慮されなければならないし、また青年がとくに思春期を過ぎず時の危機について熟知されていなければならないことになる。

したがって、各生徒についてある時点でなされた判断を決定的なものとして決して考えないことが良い。観察は、毎年、前年に記録されたことから出発しなければならないことを前提としながら、これらの最初の判断を、とくにそれが否定的なものであるとき、決定的な判断と考えないように気をつけなければならない⁽⁵⁾。

指導要録の性格については、それは一つの行政文書(*document administratif*)であり、それを参照審査することは生徒の就学中の責任者のみに留保されており、家族に提示されるものではない。また、記録の連続性の必要から、生徒の就学期間中は生徒とともにあり、したがって、生徒の転校の場合には新しく通学する校長に送付されるものである⁽⁶⁾。

ともあれ、指導要録は生徒の「最大の理解に貢献するようなすべての情報」を含んでいなければならぬのであって⁽⁷⁾、上に述べたものに正式ではないが、つきのような文書などが入れられひとまとめにされていることが多い。すなわち、通知表とか、成績表などその他多くの誤語が与えられるようなもの(*livret scolaire, carnet de correspondance, bulletin scolaire, carnet de notes, carnet scolaire*など)があるが、それらは文字どおり、成績表であったり、学校と家族との連絡と協力のための手帳やノートであり、週毎、二

週毎、月毎、学期毎、半期毎などその発行期間はさまざまであり、またその形式も紙片、手帳、小冊子など多様である。

後述する1977年の「指導要録」に関する省令はこれらの複雑な文書をひとまとめにすることもその目的の一つとした。

(三) 「指導要録」の歴史的発展

生徒の学校における成績などを中心とした記録の綴りを「ドッショ・スコレール」と呼ぶようになったのは、第二次大戦以後であろうと思われる。ベルトラン改革によって生徒の観察を行う「観察課程」(cycle d'observation)が設置されたが、それの戦前の実験的試行といえるジャン・ゼー文相の「指導学級」(classes d'orientation)の実験的試行においても、「ドッショ・スコレール」という用語は用いられていない。そこでは、「観察記録簿」(livret d'observations devant servir à l'orientation)、および「進路指導総合記載表」(fiche synthétique d'orientation)と呼ばれ、総称して「進路指導学業表」(fiche scolaire d'orientation)されている⁽⁸⁾。

「ドッショ・スコレール」という呼びかたがなされるようにならったのは、ランジュヴァン・ワロン改革案に基づいて実験的試行が行われた、「新しい学級」(classes nouvelles, 1945-1952)の実施の頃からであろう⁽⁹⁾。そして、「ドッショ・スコレール」という用語が、公に初めて出されるのは、第二段教育総局長であったブリュノー(Bruñol, Ch.)が公布した「1952年10月25日付け通達一指導要録」である。

それ以前において、「ドッショ・スコレール」にあたるものは、今日、通知簿、通信表、あるいは成績表などと訳されている「リヴレ・スコレール」(livret scolaire)、あるいは「就学手帳」とでも訳されうる「リヴレ・ドゥ・スコラリテ」(livret de scolarité)であった。今日、「リヴレ・スコレール」と呼ばれているものは、とくに、リセの上級学年において重要な意味を持つ、第二段教育バカラア資格(Bac.)、技術者バカラア資格(BTn.)、技術者免状(B.T.)および職業教育免状(B.E.P.)の受験資料としての成績表などを含む文書のことと言う。

それはともあれ、今日の「指導要録」に相当する「リヴレ・スコレール」の使用は、すでに1881年の訓令によって勧告されており⁽¹⁰⁾、さらに1887年1月18日付けの公教育組織省令(1920年8月18日付け省令により改正)第III章第30条は、小学校

補習科の生徒が補習科に入学したとき、「就学手帳」(livret de scolarité)を生徒に与え、それに毎年、教科での点数、学習、進歩、素行についての校長および教授による観察所見が記載され、転校する場合には、それを提出しなければならないことを定めている⁽¹¹⁾。

しかし、「リヴレ・スコレール」が、すべての小学校において義務化されるのは、1936年8月11日付けの法律によってである⁽¹²⁾。すなわち、この法律の第5条(1882年法の第10条の改正)は、各月の終わりに、教諭が児童の責任者に対して、児童が得た点数と欠席およびその申し出た理由が記載された「リヴレ・スコレール」を渡し、受け取り人はそれを見て、必要あれば説明を加え、返却すべきことを規定している⁽¹³⁾。

この新しい法律は、児童の責任者に毎月渡す「リヴレ・スコレール」を創設し、児童の勤勉さ(assiduité)ばかりでなく、児童の責任者に学習を監督させることを可能にすることによって、責任者と教諭との間の有益な共働の出発点としたのである⁽¹⁴⁾。この一連の「通知簿」に相当する手段の発展は、公立小学校と公立保育園の無償化を規定した1881年6月16日付け法律、教育の中立性と満6歳から13歳までの教育の義務化を規定した1882年3月28日付け法律の、とくに教育の義務の履行に関わってきたものと思われる。

しかし、1936年6月には、すでにジャン・ゼーが文相に就任しており、統一学校の実現を促進し、それと同時に「新教育」の理念に基づく生徒の能力・適性を考慮に入れた教育と教育制度の改革に取り組んでいた時期であり、教育の義務履行の管理だけが「通知簿」の義務化の目的ではなかったと仮定できる。

すでに述べた「指導学級」の実験的試行(1937-1939年)においては、生徒の観察結果と指導のための情報を記入する既述の生徒記録簿が、技術教育総視学官のフォンテニエ(Fontègne,J.)が中心になり、公教育総視学官のイザク(Isaac,J.)が助力して「進路指導学業表」を作成している。

このうち、「進路指導に役立つべき観察記録簿」のモデルは、A) 生徒の姓名や生年月日などを尋ねた一般情報、B) 「指導学級」に在籍中に得た知識の価値についての情報、C) 「指導学級」に在籍中の精神的能力・適性についてなされた観察、D) 「指導学級」に在籍中の性格および人格についてなされた観察、E) 特定の興味と才能、F) 家族環境、G) 健康診断表、H) 身体的能力・適性の特別表、の8つの大項目で全12頁にわた

るかなり詳細なものである。とくに、精神的能力・適性についての観察表は、4頁にわたり、記憶力、注意力、想像力、活動、口頭・筆記表現力、知的作用のそれぞれについての詳しい分析表から成っている。

また、「進路指導総合記載表」は、A) 指示を避けるべき点 (contre-indications)，およびB) 指示すべき点の二つの表からなっている。

これらに記入するよう示唆された項目は、子どもの完全な観察にとって必要な方法を教師に教えるものであったが、その項目が非常に多岐にわたり複雑すぎ、その質問の細分化によって、子どもが生きた一つの実体ではなくなってしまうということから、結果的には、ほとんど用いられなかつたと報告されている⁽¹⁵⁾。

(四) 「指導要録」の必要性とその改革

ジャン・ゼーの「指導学級」を戦後受け継いだのは、ランジュヴァン・ワロン改革案に基づいて、これまた実験的試行に移された「新しい学級」(1945—1952年) および1952年以降少数の学校に縮小された「先導学級」(classes pilotes)などである。これらの実験は、能力・適性の発見とそれにふさわしい教育およびそれを実現する教育制度の摸索であるといえるが、それゆえ生徒の観察やその記録を記入する記録簿の開発に努力が傾注されたのである。

1) 「新しい学級」での「指導要録」

「新しい学級」はいうまでもなく、ランジュヴァン・ワロン改革案の審議の中途において、その文部省の職権委員で第二段教育局長であったモノド (Monod, Gustave) などの提唱により、委員会の全面的な支持を得て、実施されたものである。これは、中等教育の最初の四年間において、1) 教育の個別化による子どもの能力・適性の観察と指導をとおして個性を十全に伸長させること、2) 知的・一般教養的な教育に加えて、社会的・職業的側面を導入すること、3) 民主的社会において不可欠の社会意識、責任感、自治意識、共同意識の精神の涵養、などを目的として行われたものである。この実験はそれに引き続いで行われた実験的試行とともに「観察課程」の創設とその改善に大きな役割を果たしたものである。

この実験では、観察記録を含む「指導要録」について、多くの試作がなされている。この試行で著名なモンジェロンのリセデルフエーヴル (Lefèvre, L.) は、その同僚などと共に働いて1947年

から1953年の間に簡単な指導要録を作成し、使用したことを報告している。それは、健康、身体、生徒がうまく活用した自分の支配的な潜在的可能性、支配的な興味、できる科目、あまりできの良くない科目、学校心理学者によって作成された心理学的検査結果表、点数表を含んでいた⁽¹⁶⁾。

セーヴルの実験リセで、アタンゲ (Hatinguais, Ed.) 女史が用いた「指導要録」は、比較的簡単なものである。その概略を紹介するとつきのようである⁽¹⁷⁾。

就学期間中の不可欠な文書を入れることができる頑丈で、強靭で取り扱いやすい表紙をつけるとして、その内容はつきのような項目を含んでいる。

I. 表紙の表面には、基本的な事務的な情報が記入され、また一枠は履修している学級の情報に関するもの、さらに一枠は、父母の参観（学校訪問）のためにあてられている。

II. 家族環境についての情報：

a) 一般的な情報：

b) 家族によって記入された質問紙：

III. 健康および身体的発達：

IV. 学校経歴：

V. 学期毎の通知表 (bulletins trimestriels) とすべての科目において得た点数表の写し。

VI. 就学期間中に教授によって記入された、心理学的分析表：

1) 能力・適性：

A) 一般的能力・適性：

a) 身体的・手的：

b) 知的 (理解力、観察力、記憶力、想像力、率先的精神、学習における方法など) :

c) 学習における態度 (努力、注意力、細心さ、学習への興味、成功意欲) :

B) 特別な能力・適性：口頭による表現力、書くことによる表現力、現代語など：

2) 生徒の行動：

A) 学習に役立つあるいは阻害する性格の特徴：

B) 学級における態度および社会的行動：

C) 支配的で持続的な興味 (学校および学校外) :

3) 結論：注目すべき重要な点 (受けた懲罰など)、必要に応じて家族に与えられた助言：

VII. 必要に応じたテスト：

このほか、「全国新しい学級教師協会」(A.N.E.C.N.E.S.) や『教授学ノート』(Cahiers pédagogiques) が作成したものが用いられている。

たようだが、その他の学校では、校長がその教授たちと作成した指導要録を用いていた。とくに、アンギャン (Enghien) のリセの校長のバザン (Bazin) とその当時ボルドー、ヴェルサイユのリセ、その後ジャンソン・ドゥ・サイイ・リセの校長になったシール (Sire) 氏がそうである⁽¹⁸⁾。

1952年5月30日の通達によって、「新しい学級」の実験は縮小され、「先導学級」に移行するが、既述の1952年10月25日の「指導要録」に関する通達は、そのなかで「新しい学級」に言及していないものの、「先導学級」への移行に際して、「新しい学級」での収穫物を普通の学級にも一般化しようという意図があったと思われる。この通達において、「ドッシェ・スコレール」という用語が初めて公式に用いられ、子どもについての情報の収集の重要性が強調されている。その「指導要録」のモデルとして、I. 家族環境、II. 健康・身体的発達、III. 学校経歴、IV. 能力・適性、および、V. 生徒の行動の五つの項目からなる簡単な様式を例示している。

2) ベルトワン改革による「観察課程」の設置とそれに伴う生徒の「指導要録」の作成努力

「義務教育年限の延長に関する1959年1月6日付け59-45号オルドナンス」と、「公教育の改革に関する1959年1月6日付け59-57号政令」によるいわゆるベルトワン改革によって、これまで義務教育年限が14歳であったものが16歳に延長されると同時に、中等教育の最初の2か年に「観察課程」が設置された。それまで、小学校完成級を除き、リセ、コレージュ、および小学校補習科への進学は、試験によっていたが、「観察課程」の設置によって、中等教育への入学試験がなくなり、それに代わって小学校を卒業したものをすべて、その生徒の小学校における学業記録書類を審査して中等教育に入れることになったのである。

そこで、まず、この改革の実施として「観察課程」への入学に関わる審査資料が問題となってくるのは当然である。ベルトワン改革の政令の実施省令である1960年6月2日付け省令は、その第5条で、公立小学校の中級第2学年の各々生徒について、校長は大学区視学官につきの事項を含む一連の文書を5月1日前に提出することを求めている。

- a) 生徒の出生年月日;
- b) 学習の全体的結果に基づいた学級内における生徒の席次、質問を伴った書き取り試験の席次、および算数の席次、各々の席次は数字による点数を付し理由をつけること;

- c) 学級で実施し、採点し、順位をつけた試験答案4枚、あるいは算数の試験答案2枚（1枚は12月、もう1枚は3月）と質問を伴った書き取り試験の答案2枚（12月と3月）；
- d) 生徒の興味、能力・適性、学級内および学級外における行動についての教師の詳細な評価および子どもに関する知識を明確にできるようなすべての文書：家族環境、健康（とくに学校・高等教育保健課の医師によって作成された適性証）、必要あれば、学業進路指導表 (fiche d'orientation scolaire) など；
- e) 父母の希望；

これらの一連の文書は、学級ごとに集められ、生徒の名簿が添付されること。

以上は公立小学校卒業児童についてであるが、私立小学校卒業者については、その第10条に必要書類を定めている。それは、若干異なるものもあるが、公立出身者とほぼ同じものである。

この省令は、改革に伴う制度改革を対象としたもので、生徒の能力・適性に適合した教育などという表現は見られない。しかし、この省令の実施通達である1960年6月16日付け568号通達は、その後、リュシアン・ペイ (Paye, Lucien) とジャン・カペル (Capelle, Jean) が、1962年に出す詳細な「指導要録」に関する通達の準備段階の一つとなるものである。この通達は、学校教育組織教育課程総局長としてのリュシアン・ペイが出したもので、その内容は、生徒の進路指導のもとになる生徒の観察」のモデルと指導要録作成の基礎となる家族への質問紙のモデルを添付している。

まず、生徒の観察については、つぎのように述べられている。

教育改革の原則は、子どもに可能な発達を保障することによって、その個人独自の関心を国の生活の必要にもっとも良く応える学習に向けて子どもを進路指導していくという観点から、子どもの体系的な観察 (observation systématique) を組織する学校体制を確立することである。教育課程は、この観察の結果にしたがって、生徒に就学期間に必要と考えられる進路の変更を可能にするように考慮されなければならない。

それゆえ、「生徒の個人書類」 (dossiers individuels d'élèves) の作成は校長の最初の仕事の一つにならなければならない。新学期まえに、できるだけあらゆる方法で、第6級に入る生徒の家族に、各生徒の家族状況、学習条件、健康状態、性格、傾向、興味などについての質問紙を印刷

し、送付させる。父母がその回答について、答えるか否かは任意のものであるが、その対象となっている子どもの最大の利益のために教師は率直で正確な情報を得ることに関心を抱いていることを父母に伝えるべきである。この質問紙の作成には、本通達に添付したモデルから示唆を受けることができると思われる。

生徒の個人書類のこの基本的な事項に加えて、教授やその他の教育者（総監督官、舍監など）による観察が付け加えられることになる。このため校長には、生徒個人の学業の概要（notices）を、主任教授に引き出させるよう求められる。主任教授は、概要にその観察所見を記入する。これらの概要是、本通達に添付のモデルに合わせて作成することができる。第6級に入る生徒についての中級第2学年の教師による評価や、また受け入れのおよび適応の第4級（quatrième d'accueil et d'adaptation）に入る生徒については、かれらが通っている最終学年の教諭による評価が、この書類の作成にとって大きな関心をもたらすことになるし、この書類は就学期間中をとおして生徒に伴っていくことになり、より多くの注意が注がれなければならないだろう。それは、就学の終了時の学力認定試験（exmens probatoire）のとき、非常に有益と判明するはずである。

これらの質問紙や個人の学業の概略表の統一的なモデルは、後に、進路指導県委員会によって採択されることになる。入学書類（dossier d'admission）に添付されるこれらの文書は生徒の個人的な書類のなかに入れられることになる。その書類には、その後の生徒の学期毎の通知表（bulletins trimestriels）や、心理学的試験結果、行われた各種の観察結果などが入れられることになる。

学級毎にまとめられた生徒の書類は、教師がそれを参照し、常に利用できるような場所に並べられることになる。

このように述べ、「指導要録」のモデルを例示している。それは、3頁から成る比較的簡便なものであり、その項目は、1952年の通達に付随したものとほとんど同じで、I. 家族環境、II. 健康および身体的発達、III. 学校経歴、IV. 能力・適性・一般的能力・適性および特別能力・適性、およびV. 生徒の行動から構成されている。

ところで、この「指導要録」の記載の基礎となる資料情報を収集する家族宛の質問紙については、それを要約的に紹介しておきたい。

質問紙は、まず、「これには必ずしも答えなく

てもよいが、しかし学級担当教授は、父母に正確に答えていただきたいと願っている。これは、子どものため以外には目的をもたない。」と特記され、分かり易い質問形式で、つぎのような質問をしている。

1. 父母の住所、父母の職業、生徒の資質。

2. 健康、病歴、視力、聴力、起床時刻、就寝時刻、通学時間、疲労度、体育活動が大いに必要か？これまでの就学は正常であったか？困ることがあったか（長期欠席、留年、転校）？

3. 家族構成とその子どもの職業、兄弟関係、手伝い、規律（穏やか、騒々しい）、学級、友人や熱中していることについて話すか？閉じ籠もりがちか？

4. 家でどの程度勉強を見てやり、だれがそれを行なうか？一人ですか、他人に助けを求めるか？良く勉強していると思うか？特別な教育を受けているか（音楽、デッサン、体育など）？勉強の物質的条件？机を共有しているか？勉強をすぐ始めるか？宿題をすぐやるか？最後までまたなければならないか？どの科目が好きか？どの種類の練習が好きか？結果を知るのが心配な方か？失敗によって挫けるか？学級を好んでいますか？

5. 余暇のとき、何を好むか？読書（どの種類の本、新聞）？デッサンをするか？工作をするか？遊ぶか？劇場に行くか？映画には？一学期に何回？スポーツクラブや青少年グループに属しているか？子どもの関心や、熱中しているものにたいして、家でなにか情報を与えているか？

6. 子どもの今後の特定の学習や職業について考えているか？

7. われわれに有益と判断されるその他の情報？

以上のように、家族の回答は自由としているが、かなり突っ込んだ質問を行なっている。このような、質問事項の内容は、後で触れる1977年の「指導要録」に関する省令では私生活と個人の自由の侵害として大きな問題となるものである。

3) 1962年の小学校におけるリュシアン・ペイとジャン・カペルの「指導要録」

生徒についての最大の情報を収集しようとしたのは、1962年であった。労働者インターナショナル・フランス支部（S.F.I.O.、フランス社会党の旧称）出身のリュシアン・ペイは、1961年2月20日に国民教育相に就任（1962年4月14日まで在任）したが、国民教育省教育組織教育課程総局長を経験し、大学区総長であった著名なジャン・カペ

ルは、ペイ文相のもとで、1962年3月24日付けの通達を起草し、公布した。この通達は、秘密文書としての「指導要録」を確立したことになる⁽¹⁹⁾。

この通達は、「観察課程」の2か年の実施の後において、小学校卒業後の中等教育におけるコースの選択を容易にすることや、私立学校から公立学校への受け入れなどを目的としているが、審査資料を含む指導要録についてみるとつぎのような疑問が出され、それに応える努力と、その指導要録のモデルなどが付録として詳細に提示されている。

まずコレージュへの進学条件が問題になるが、入学は、入学小委員会が指導要録を審査することによって決定される。この際、二つの質問が出されている：これらの指導要録は生徒の可能性をよりよく考慮に入れるような、またより便利に利用できるような方法で改善されることはできないのか？他方、その審査の方法を完全なものにすることはできないのだろうか？というものである。

このような疑問に答え、その指導要録の構成と提出について、つぎのように述べられている。

卒業証書による入学制度は、本質的には、子どもの学業上の将来を、志願者の年齢がとくにそれを偶然的なものにする伝統的な形式の試験の結果を信頼して決定しないようとするという心配りに応えるものである。ところで、学級でおこなう二組の試験(compositions)を書類に入れることは、この問題に対する完全な解決をもたらすことにならないだろう。というのは、まずこの試験は、結果の進展を解釈するためには数においてあまりにも少なすぎるためであり、つぎに、多分とくに試験が最初の二学期についてだけであり、良いにせよ悪いにせよ重要な変化が出てくるのは第三学期であるということである。

この欠点を修正するために、12月と3月の試験は、小学校中級の第1年と第2年の間の書き取りおよび質問による試験や計算のすべてを含む月毎の課題ノート(*cahier de devoirs*)を取り替えられることに決定される予定になった。さらに、指導要録の審査は第三学期の結果を考慮に入るために5月15日まで遅くすることにすることが決定されている。

しかし、この試験は、その後の学習に影響をあたえることのできる条件すべてを、多くの場合必ずしも反映するとは限らない。むしろ、教師によって書かれた評価の方が、最も大きな重要性をもっている。それらは、一部、結論が添付された全体的なポートレートの形式で、また他方、心理学

的な表の形式を探り表わされることになる。

こうして、小学校から送付される成績表などだけの書類ではなく、生徒を全体でとらえる努力がなされるのである。

1962年6月2日付け省令によって規定されたその他既述の書類はそのままであるとして、小学校へ子どもが入学した時から作成され、その後第6級への入学が必要となり、そのために、小学校の就学期間中をとおして生徒について回るこの「指導要録」の改善と実施の徹底が伝達されることになる。そしてその措置はつぎのような暦に従って漸進的に実施されることを予定している。

1961年度は、書類はこれまでの形式を探るが、大学区視学官はできるだけその提出を遅くすることにされた。それは、できれば第3学期の試験を付加えることを可能にするためである。

1962年の新学期には、新しい指導要録と新しい月毎の課題ノートが、初等教育のすべての学級で同時に実施に移される予定となった。

さらに、1962-1963年には、これらの指導要録とノートは1963年の新学期の第6級への入学のための準備作業のなかで用いられることになる。

また、1964年からは、月毎の課題ノートは同様に、中級第1学年での試験結果を含み、指導要録は毎年まいねん年を重ねる毎に情報を豊かにしていくことが想定されている。

以上のように、進路指導に必要な、小学校からの累加的な「指導要録」の緊要性について述べられているのである。

1962年3月24日付け通達に添付されている付録は、三部にわけられている。その第一は、「指導要録」のうちの生徒の基礎的情報に関する部分で、既述の1960年6月16日付け通達に付随して提示されたモデルよりも詳細になっている。注意書きとして、この「指導要録」は秘密文書であり、これを参照する各々の公務員は、その職業的守秘義務を有している。転校する場合、指導要録は子どもに随伴するが、家族に渡してはならない、と記載されている。そのすべてを紹介することはできないが、その概略をつぎに示しておきたい。

まず、指導要録の表紙には、転校した学校を記入、期間中に転校した場合、月まで明記すること。また、指導要録の各頁の下部には、散逸や間違いを避けるために生徒の姓を記入することが注記されている。指導要録の表紙の裏は、記入の注意が記載されている。

指導要録の内容を頁にそって題目のみを示すとつぎのようになる⁽²⁰⁾。

- 第1頁 1.母親学校あるいは幼稚級との関係。
2.生理的状態と身体的発達についての報告書。
- 第2頁 社会的情報—家族構成。
- 第3頁 心理学的検査とテスト結果。
- 第4頁 学習における行動—注意力、理解力、記憶力、努力、学習リズム、規律、学習態度、手工・芸術的能力・適性。
- 第5頁 学業成績—各学年毎に記入。
- 第6頁 学業成績—小学校中級第2学年で記入。

裏表紙内側には、記入上の注意が明記されており、「指導要録」の目的とその意義が結論としてつぎのように大文字で特記されている。

結論：教師が日々の教育や、控えめではあるが一貫した注意によって各々の生徒からえた知識は、今後さらに持続し、またさらに有効な方法で用いられることが理解されるであろう。子どもを、いかなる方法によってであれ、決定的に分類することが重要であるのではない：指導要録は子どもの困難を予見し、それを軽減してやり、またそのことによって彼の進歩を激励し、高めてやることができないなければならないものである。

この「指導要録」のモデルには、前述の1960年の通達に添付されていた家族への質問紙を基礎にしてやや体系化された三頁にわたる同様な質問紙が加えられている。注記には、前回のように父母に回答の自由があるというような表現はみられず、「あなたの子どもの教育をよりよく指導するために子どもを良く知ることがいかに重要であるかは周知のことです。あなたがたにお願いする情報は、ただあなたの子どものためだけに用います。これらの情報は、共同の行動によって子どもの教育を成功させるために、わたしたちの努力をあなたがたの努力と結びつけることができるでしょう。校長。」と述べられている。

この通達に付けられた第二の付録は、「観察課程」におけるグラフを取り入れたかなり詳細な「学業成績表」、「学級委員会の評価」および「生徒のポートレート」からなっている。この最後の部分に、家族の要望、進路指導委員会の提案、進路の決定を記入する欄が設けられている。

最後に、付録の第三のものは、「進路指導表」(fiche d'orientation)であり、「進路指導委員会 (conseil d'orientation) の意見」と「家族の要望」からなっている。

この指導要録は、同じ屋根の下に三つのコース(I型-リセ型、II型-普通教育コレージュ型、III

型-推移・実務学級型)を持つ総合制中等教育機関である「中等教育コレージュ」(C.E.S.)が1963年に創設されるのに先立ち、その前年の1962年から実施された。

この作成作業には、「観察課程」の創設に伴う意気込みが感じられるが、後に問題となるような要素を含んでいたことも否定できない。

たとえば、「学習における行動」に関する部分を例にとると、その問題点が明確になる。

「努力」の部分を例にとれば、提示されている三つの解決の一つに印をつけなければならないことになる。すなわち：

- A. 「一定した、勤勉な努力ができ、努力を好む」；
- B. 「中位で、不規則で、あまり持続しない努力しかできない」；
- C. 「努力ができず、怠惰である」

このような行動の分析は、各児童について硬直し、固定した、そして大変主観的な記述しか導かないから、批判を引き起こすことになったのである。学業成績の「良くない」生徒は、提示された行動の最後の範疇に評価して入れられることが良くある。このようにして、C型の学業の行動についての評価を受けた生徒のプロフィールは、「自分の注意力を傾注することができなく」、理解力は「困難で、あまり確かでなく」、「記憶力が悪く」、「努力をあまりせず」、「怠惰で」、「非常に遅鈍で」、「規律ができない」、「騒ぎ過ぎ」となり、学業での態度は、「自信が無く、脆弱であり、このような児童は、第Ⅲ型(推移学級型)への進路に対応する有力な判定となってしまう。すなわち、継続した心理学的観察とか、あるいは似たり寄ったりの教育学的追跡の名のもとでそのような結果を招くと、言うのである⁽²¹⁾。

これに続けてロミアンは、「このことは、『能力・適性』(aptitudes)をかつて定義することをしないまま想定されている『能力・適性』の名において、またなんら基準のない全体的に主観的方法で評価された『行動』(『怠惰』とは何か?)の名において、いかにして青年のコースへの客観的な割り振りの体面を繕ってきたかを、広く理解させることにした。印を付けることは、教師にとって簡単なことである。その上、教師は現在のところ、心理学についてほとんど、あるいはまったくその養成を受けていないのであるが、生徒にとって、印の結果は重いのである。」と批判している⁽²²⁾。

これは今日なお教育学や心理学を含む、むしろ

哲学で総括できるような研究によっても解決されないときわめて重要で基本的な問題の指摘であり、指導要録の作成の努力もこれに向けられないと理解されるのである。

4) 第二段教育（中等教育）における「指導要録」の作成の努力

これまで取り扱ってきた指導要録は、中等教育の最初の「観察課程」を含むものの、主として、それは小学校のものであった。小学校で用いられている型の指導要録を第二段教育までに延長しようとする試みがなされたが、全国第二段教員組合（S.N.E.S.）代表は、とくに1968年の5～6月の国民教育省の委員会でその意見に反対した。また、1972年に制定された、バカラレア資格などのための成績表（livret scolaire）については、組合の反対により生徒の「行動」についての欄全体が廃止された。

この間、第二段教育の生徒を成績だけではなく、全体としてとらえ、その能力・適性に応じた教育を与えることが引き続き考えられ、そのための「指導要録」の作成が努力されてきた。

その二つを紹介することにしたい⁽²³⁾。

その一つは、第二段教育第一期課程のためのものであり、ロジェ・モリヌ（Moline, R.）とL.ルフェーヴルとの協力を得て、ロジェ・ガルによって準備されたものである。それは、小学校で使用されていた指導要録を補足したものであった。それは、多くの作業委員会において研究されたし、そこには毎回、ドゥベス教授、アタング女史、ジャンソン・ドゥ・サイイ・リセの校長であったシール氏が見られた。この指導要録は、多く実験で用いられた。この指導要録は、1960年代後半に作成されたものと思われる。

その指導要録の目的は、「進路指導期の4年間に生徒の家族的環境、健康、身体的および知的発達、学業成績、性格、および興味について、学校選択や継続的な進路指導における要因のそれぞれを考慮に入れるような方法で、なされた観察や情報をすべて集めることである。」と述べられている。

その記載の方法として、校長、教授、父母、医師、社会福祉員、学業職業進路指導専門員、あるいは心理学者、もしいれば司書を密接に組織した「グループ作業」（travail d'équipe）によってのみ行われると述べ、関係者の協力を要請している。父母によって回答された質問や学業・職業進路指導に関するテストの結果は指導要録のなかに補充文書として入れられる。

この指導要録が秘密文書であることや、これに関係するものの職業的の秘密の守秘義務、転校の場合に指導要録が伴うこと、家族には渡されないとなどは小学校の指導要録と同じである。

小学校の指導要録と異なっている特徴についてのみ述べるとつきのようになる。

a) 能力や学習成績の毎年の評価を簡略化し、標準化するために、生徒をIからVの範疇に分ける。すなわち、Iは、非常にできの良くない、あるいは能力の非常に低いとみなされるもの。IIは、成績は良くないか、あるいは能力が低いとみなされるもの。IIIは、成績が中位で、能力も中位とみなされるもの。IVは、良い成績で、能力は中以上とみなされるもの。Vは、成績が非常に良く、能力も非常に高いとみなされるもの。

b) 生徒の性格と行動については、小学校のものより、緩やかで記述式になっている。ここでは、生徒の●「行動について」、関心があり、好奇心があり、活発で、積極的で、創造性に富み、進んで、熱心で、あるいは無関心であるか？ただ示唆あるいは要求に従うだけか？生徒は、学習の興味、知識欲、確認したい、乗り越えたい、目立ちたい、喜ばせたい、悪い点数を取るのが怖い、懲罰、叱責によって学習しているか？●「困難や失敗に対する態度について」、生徒はそれに刺激を受けているか？それから逃れ、それを乗り越えようとしているか？反対に、諦め、たやすく挫けるか？●「自信について」、かれは自信に欠けるか？強く激励し、助けてやる必要があるか？反対に、あまりにも簡単に自信をつけ、過度の自信を示しているか？あるいは平衡した、またその可能性から充分説明のつく自信を示しているか？●「感受性について」、過度に感受性が強く、非常に敏感か？大変悩み易いか？あるいは自分の感情を抑制できるか？反対に、感受性がなく、敏感ではないか？●「社会的行動と集団内における態度について」、教師や友達、学外の人々と良い接触をもっているか？

同様に、必要あれば、生徒の個人的・社会的生活、気質、生活や教養にたいする一般的態度の側面において、際立つ事実や事件を記すことができるが、しかし、純粹に否定的あるいは偶然的な事実は根絶するようにする。

c) その他の特徴的な点は、つきの点であろう。すなわち、生徒の「個人的な行動」（大胆、軽率、無頓着、躊躇、臆病、柔軟さ、ぶっきらぼう、不機嫌など）や「グループ内における行動」（集団精神あるいは個人主義、責任感、率先性、競争心

など)についての観察である。その後の担当教師は、もしされば、なされた最初の観察を補充したり、あるいは破棄したりする。

d) 「新しい教育」の伝統を髣髴とさせるのは、「特別な観察」の項目である。手工的、塑像的教育について、各学年の終わりに、IからVの評点を付ける。これは、指示された特質について特別の教授が評価する。生徒がさらに詳細な特質を示すかどうかの判断がなされる(特定の作業、たとえば、厚紙による制作 *cartonage*、木工あるいは鉄工作業、観察デッサンの作業を通して特質の探求がなされる)。

あるいは、他の活動(塑像 *modelage*、陶芸、創造デッサン、など)において、より敏感な創造や想像感覚についても同じである。また、「音楽教育について」は、声や歌のニュアンス感覚の他に、リズムの特質(提示したリズムを実施させ、確認させる)、抑揚(提示した音程を歌い、確認する)、楽理の理解能力(記号、作曲、通奏低音の和音記号、音程、和音、音階と施法の研究)、および音楽についての生徒の興味と感受性を見分ける。

さらに、「特別な活動と読書」の欄が設けられ、それはすべての活動(演劇、あらゆる種類のクラブ)に関するもので、それらは良い条件のなかで、生徒の関心や能力・適性を引き出し、発見し、発達させるためのもっとも貴重な道具となることができるとしている。すべての教授が、この点に関心をもち、もしいれば、司書や文学教授は、学級や学級外での自由なあるいは指示された読書から明らかになるような関心に特別の注意を払うことができると指摘している。

e) 「知的要素および関心」の項目における「明らかにされた関心」の欄もこの指導要録の特徴である。興味関心は、学校あるいは職業選択の決定における才能や能力・適性と同じく重要な役割を果たすので、それらが、明確にして常に充分な性格を有して発露するような学習領域、あるいは学校外の活動を記録しておくことは有益だろうと注記されている。

1960年代に作成の努力がなされた中等教育のための「指導要録」のもう一つのものは、1966-67学年度にルイ・ルグランの指導のもとで考案され、作成され、1967-68学年度に30の実験的中等教育コレージュにおいて試みられたものである。これは、委員会の多くの会合のなかで利用者によってなされた示唆を考慮に入れようとした。その委員会には、総視学官のシール、オート・ドゥ・ゼー

ヌ大学区視学官のリウ(Rieu)、ムードンのリセ(ヴェルサイユのオシュ・リセ付属)の校長のデルプラ(Delpla)夫人、彼女が中心になりその回りにグループをつくっていた校長たち、教授や心理学者の集団、そしてモンモランシーのリセの校長であるジロドン(Girodon)氏とその集団が積極的な参加をしていた。

この指導要録はつきの二つの関心に応えるものであった。まず始めに、現時点から、教授や行政事務職員に対して、生徒の継続的で最終的な進路指導のために、第一期課程中に収集された心理学的、社会学的、生理学的、および学習上のあらゆる情報を生きいきとした方法でまとめることのできる文書様式を提供することである。

しかし、この指導要録の使用によって、教授学的な角度のもとでの能力・適性の研究を招来することになることは異論のことであり、そのための実験的な意味での記録表が加えられている。

この指導要録のもう一つの関心は、「科目を根分けすること」、すなわち、教師が各教科目を可能な実践形態に細分化し、教師を誘導して教授法を変化させ、生徒にいろいろな試行をさせることができるようにすることが探求されていることである。そこから生じる結果に基づいて、その教育をしているグループが、いろいろな教科目に属している実践[演習、作業]の間にある可能の関係を打ち建てるこによって、より細かい教授学的なタイプロジーの構築を試みることができるようにならなければならないだろうと、指摘されている。

付録として提示された指導要録の様式は、その後に数年間の累加的な総合的判定表がつけられている他は、それ以前のものとよく変わったものはないようである。

(五) 1977年の「指導要録」に関する省令とそれをめぐる問題

1975年7月11日付けの法律によって、フランスの教育制度の大改革を行ったルネ・アビ文相は、1977年の、まだフランスが長い夏休暇の眠りについていたような時期の8月8日に「生徒の指導要録に関する1977年8月8日付け省令」を公布した。これは8月19日付けの『官報』に公告されたが、この省令の実施規則である通達は、「小学校児童の指導要録と学期毎の通知表に関する訓令：1977年8月19日付け77-287号通達」と「コレージュの生徒の指導要録に関する1977年8月19日付け77-288号通達」として公布され、これらの一連の省令と通達は、1977年9月1日付けの『教育省官報』第30

号に掲載された。これは、既述の1962年3月24日付けの通達を再び取り上げ、それを充実させ、中等教育まで延長しようとするものであったが、公にされしだい大きな反響を呼び、結局は一年後に廃止しなければならない結果になったものである。

「指導要録」は、すでに見てきたように、アビ文相の創設ではない。これまで、既述したように指導要録に類する種々のものが、小学校、コレージュ、リセなどで用いられてきたのである。

アビ文相の「指導要録」が提起した問題などの検討を行なう間にその省令と実施通達をあきらかにしておきたい。

1) 「生徒の指導要録に関する1977年8月8日付けの省令」

第1条 小学校、コレージュ、リセおよび職業見習養成センター(C.F.A.)において、校長あるいは機関の長の責任のもとで、各生徒のための指導要録が作成される。

生徒が引き続き在籍する学級あるいは集団のある教師、および生徒について明確な意見をもたらすことのできる管理職員、教育職員、再教育職員、心理学職員、進路指導職員および医療・社会福祉職員は、この指導要録の作成とその管理維持に参加する。

第2条 小学校、コレージュ、リセおよび職業見習養成センターで行われている教育によって、区別された異なる指導要録が作成される。

もし、就学期間中において、生徒が小学校、コレージュ、リセから同じ性格を有する学校に転校する場合、指導要録は受け入れの学校に送付される。

小学校教育を終えると、指導要録は、1976年12月28日付けの76-1301号政令の第7条にのっとり、生徒が履修を続けていくコレージュに送られる。

生徒がコレージュを去り、リセあるいは職業見習養成センターに入る時は、小学校とコレージュの指導要録の本質要素を集約した表(fiche)が、受入れ校に宛てられる。この表は、そこで作成される新しい指導要録のなかに統合される。

第3条 指導要録は、各生徒の教育の進展や、人格の発達を評価し、それを助けるような情報を記載する。学习、医療、家族、社会および心理学的な情報や、就学期間中に集められた情報は、生徒の必要に応える教育的な措置を決定したり、生徒の選択において生徒を助けたり、その進路指導を容易にするのに貢献する。

このために、指導要録はつぎのものを含む：
一戸籍情報、家族および社会的状況の秘密でない基本的特徴(家族構成、両親の職業など。)
一生徒の学習の展開を追うことのできる情報(通った学校、在籍した学級、選択した選択科目、職業界で受けた研修、受けた試験、特定の教育措置、進路と振分の決定など。)

一各教科や活動における知識や技量の評価、これには一般的な能力や、必要あれば個人的な資質や行動についての評価が続く；万一の場合、この評価は標準試験(epreuves normalisées)の結果や、各試験の性格や準拠生徒数(population de référence)の観点からなされた正確な評価(mention)をつけることによって示すことができる。

一場合によっては、学校医あるいは進路指導医によって、学校医療要録あるいは学業・職業進路指導要録から抜粋された秘密でない医学的な要素；一場合によっては、学校心理学者あるいは進路指導専門員が関与した結論；

一なされた総括(synthèses)や定期的な総合評価(bilan)；

指導要録はその他、知識の継続的な試験(contrôle continu)の結果や各々の資格について定められた規則要件のなかで、試験審査委員会によって考慮に入れられるような才能の検査結果も含む。

第4条 小学校では、指導要録は、母親学校を含め、生徒の就学の開始時点から作成される。

小学校の就学期間中において、指導要録は各年度について、学期毎の通知表(bulletins trimestriels de correspondance)を含む。学期毎の通知表は指導要録の欠かせない一部となっている。

学期ごとの通知表は、教育省によって定められた様式に従って作成されるが、それはそれぞれの学校においてこのためにその学校評議会の意見と一致して定められた様式の枠のなかで、子どもの学習が展開している状況について家族に対して行う情報に供する要素の一つになる。

学期毎の通知表には、いろいろな活動のなかで明らかになった行動やそこで得られた結果が記載される。1976年12月28日付け76-1301号政令の第6条で規定された教育の期のそれぞれを終えた時、またとくに同法の第7条の適用対象である中級を終えた時は、これらの情報はどの程度生徒が教育および養成の目的を達成したかを明らかにするような方途を持った総合評価(bilan)の形式を備えることになる。

第5条 コレージュ、リセおよび職業見習養成

センターでは、指導要録は各年度について、学期毎の通知表を含む。この学期毎の通知表は指導要録の不可欠な一部となっている。学期ごとの表は、教育省によって定められた様式に従って作成され、通知表 (carnet de notes et correspondance)とともに、子どもの教育の進展についての家族への情報を確保する。

学期ごとの表 (bulletin trimestriel) は、つぎのものを記載する：

各教科や担当する教師によって個人的に与えられる活動に関する結果と評価；

校長によって作成された総合評価と助言；

コレージュにおいては、その他、子どもの一般的な能力 (capacités générales) や資質 (qualités) および行動 (comportement) について集団指導的に (collégialement) なされた評価を含む。

また、必要な場合は、知識の継続的な検査結果や、いろいろな筆記、口頭あるいは行われた実習の検査から得られた点数によって示される能力 (capacités) の結果を記載する。

各学期ごとに、これらの要素の全体は、1976年12月28日付け 76-1303号政令の16条および1967年12月28日付け 76-1304号の第10条に規定されている総括 (synthèse) となる。

コレージュ、リセ、職業見習養成センターの生徒に関する学期ごとの通知表の全体は、この生徒の成績表 (livret scolaire) となる。

成績表は、コレージュ、リセおよび職業見習養成センターの教育の修了を認可する国家証書の授与のために会合する審査委員会に伝えられる。

第6条 就学期間中において、指導要録は学校の職員か、あるいは、本省令の第1条の第2項に規定された範疇に属する機関に所属するものしか参照することができない。

指導要録は、生徒の学習の展開を追跡するよう求められたている諸委員会に伝達される。

指導要録はその他、生徒の両親あるいは法定代理人、あるいは生徒が成人の場合、かれらの要求に応じて参照が可能である。

その作成に参加し、それを参照するように求められたものは、それが含んでいる情報を漏らさないようにしなければならない。

第7条 各小学校、コレージュ、リセおよび職業見習養成センターにおいて、いかなる規定であれ、それはそこに近づく権利のあるものによって指導要録の参照が容易になるように規定されなければならない。小学校長あるいは学校長は、このために、生徒の属している学級あるいはその集

団に関する指導要録についての責任を、それを担当している教師、主任教授、あるいは彼によって指名された教授に委任することができる。

第8条 指導要録は、生徒がコレージュ、リセあるいは職業見習養成センターでの学業を終えた後、それを保持する機関の文書保管所に最高5年間保管される。この間、家族は、またはもし生徒が成人の場合、生徒は、指導要録を修正させることができる。前述の期間の満期時には、指導要録は破棄される。

第9条 本省令の規定は、1977年5月18日付け77-521号および1977年7月13日付け77-822号政令の適用を受ける小学校および機関に適用される。

第10条 本省令の規定は、教育に関する1975年7月11日付けの法律の実施のためにとられている政令が適用されるにしたがい、1977年の新学期から実施される。

第11条 小学校長、コレージュ校長、リセ校長は、それぞれフランス共和国の『官報』に公表されることになる本省令の実施について責任を有する。

教育相 ルネ・アビ

以上が省令の全条であるが、この「指導要録」は、これまで多様な形で用いられてきた生徒に関する文書をまとめたことが一つの特徴である。すなわち、①学校教育機関、コレージュ、リセへの進学志願書類、②小学校、コレージュあるいはリセへの登録書類、③生徒と学校との情報制度を確立するための連絡帳、④学業成績を月毎、あるいは学期毎に、それに所見を加えて家族に伝える通知表、および⑤中等教育をしめくくる試験の審査委員会に提出するため、点数や教授の評定が記載された成績表 (livret scolaire) をまとめている。

この省令は、小学校とコレージュに関するものであり、リセについては触れていない。それは、改革が後期中等教育であるリセに達していないからである。

2) 1977年省令の実施通達

小学校とコレージュの指導要録と学期毎の通知表については、それぞれについて、内容が若干異なっているが、つぎに、この省令の実施通達について概観し、内容を明らかにしたい。なお、問題となった「学期毎の通知表」のモデル（通達に付録として添付されている）は訳出している。（表1および表2）

A) まず、1977年8月19日付け通達は小学校の児童についての指導要録と学期毎の通知表につい

表1 小学校における学期毎の通知表のモデル（1977年8月19日付け77-287号通達の付属資料）

児童の姓 名	学校名 姓 名	学校名 姓 名	学校名 姓 名	学校名 姓 名
各期の総合評価 各期の最終年に於いてのみ記入	備考欄 中級 不用部分を 殊別	第3学期通知表 学年度 19_19	第2学期通知表 学年度 19_19	第1学期通知表 学年度 19_19
出生地と出生年	勤勉さ 几帳面さ	勤勉さ 几帳面さ	勤勉さ 几帳面さ	勤勉さ 几帳面さ
家族あるいは責任者の姓と 住所	児童の人格に関する観察所見	児童の人格に関する観察所見	児童の人格に関する観察所見	児童の人格に関する観察所見
身体的発達(身体的・運動神経的・感覚的 組織などの発達)	身体的発達(身体的・運動神経的・感覚的 組織などの発達)	身体的発達(身体的・運動神経的・感覚的 組織などの発達)	身体的発達(身体的・運動神経的・感覚的 組織などの発達)	身体的発達(身体的・運動神経的・感覚的 組織などの発達)
情緒的反応(情緒的・感受性・趣向など)	情緒的反応(情緒的・感受性・趣向など)	情緒的反応(情緒的・感受性・趣向など)	情緒的反応(情緒的・感受性・趣向など)	情緒的反応(情緒的・感受性・趣向など)
社会生活(他人との関係・共同精神・責任感 ・連帯性・自律性など)	社会生活(他人との関係・共同精神・責任感 ・連帯性・自律性など)	社会生活(他人との関係・共同精神・責任感 ・連帯性・自律性など)	社会生活(他人との関係・共同精神・責任感 ・連帯性・自律性など)	社会生活(他人との関係・共同精神・責任感 ・連帯性・自律性など)
知的可能性(注意・記憶 ・好奇心・理解・論理・ 想像性・創造性など)	知的可能性(注意・記憶 ・好奇心・理解・論理・ 想像性・創造性など)	知的可能性(注意・記憶 ・好奇心・理解・論理・ 想像性・創造性など)	知的可能性(注意・記憶 ・好奇心・理解・論理・ 想像性・創造性など)	知的可能性(注意・記憶 ・好奇心・理解・論理・ 想像性・創造性など)
活動における行動(努力 性・根気・力動性など)	活動における行動(努力 性・根気・力動性など)	活動における行動(努力 性・根気・力動性など)	活動における行動(努力 性・根気・力動性など)	活動における行動(努力 性・根気・力動性など)
学業(得た結果、実験あった進歩) 目的に大きく到達(+), 到達(+), 不完 全ながら到達(?), 到達していない(-)	学業(得た結果、実験あった進歩) 文字による記入評価: A 非常に満足, B 満足, C 適しいが可, D 不十分 あるいは得点による評価	学業(得た結果、実験あった進歩) 文字による記入評価: A 非常に満足, B 満足, C 適しいが可, D 不十分 あるいは得点による評価	学業(得た結果、実験あった進歩) 文字による記入評価: A 非常に満足, B 満足, C 適しいが可, D 不十分 あるいは得点による評価	学業(得た結果、実験あった進歩) 文字による記入評価: A 非常に満足, B 満足, C 適しいが可, D 不十分 あるいは得点による評価
観察所見 (学年度における児童の個 人的および学習上の特別な 事実)	フランク語 評価 評言	フランク語 評価 評言	フランク語 評価 評言	フランク語 評価 評言
道具的 的 教 科	道具表現 読み方 筆記表現 正書法	道具表現 読み方 筆記表現 正書法	道具表現 読み方 筆記表現 正書法	道具表現 読み方 筆記表現 正書法
算数 方 略 演算操作 論理活動	算数 え 算 略 演算操作 論理活動	算数 え 算 略 演算操作 論理活動	算数 え 算 略 演算操作 論理活動	算数 え 算 略 演算操作 論理活動
必 さ ま し 活 動	芸術科目 (音楽、壁像)	芸術科目 (音楽、壁像)	芸術科目 (音楽、壁像)	芸術科目 (音楽、壁像)
体 育 教 育	手 工 活 動	手 工 活 動	手 工 活 動	手 工 活 動
書 き 方 (筆記の質、表 現、注意力)	書 き 方 (筆記の質、表 現、注意力)	書 き 方 (筆記の質、表 現、注意力)	書 き 方 (筆記の質、表 現、注意力)	書 き 方 (筆記の質、表 現、注意力)
全体評価: 助言および勧告	全体評価: 助言および勧告	全体評価: 助言および勧告	全体評価: 助言および勧告	全体評価: 助言および勧告
学級担任 教 育 チ ー ム 長	学級担任 教 育 チ ー ム 長	学級担任 教 育 チ ー ム 長	学級担任 教 育 チ ー ム 長	学級担任 教 育 チ ー ム 長
両親の署名およ び必要あれば注 記	通知者は署名後教師 に返却のこと	通知者は署名後教師 に返却のこと	通知者は署名後教師 に返却のこと	通知者は署名後教師 に返却のこと

表2 コレージュにおける学期毎の通知表のモデル（1977年8月19日付け77-288号通達の付属資料）

ての詳細な訓令となっている。

第一に指導要録について、通達はつぎのように述べている。

アビ改革の実施政令である「1976年12月28日付け 76-1301号の政令第17条に従って、家族と教師との相互的な情報の方式が、学校において、学校評議会に付議したのち定められる。」と述べられ、指導要録の内容などについて学校に自由裁量権を与えていていることは重要な点である。

そして、指導要録については、母親学校および母親学級 (section materielle) の児童すべてについて、1977—1978学年度から実施されるとし、とりあえず、1977年の新学期からは小学校1年である準備級の児童から始め、漸次上級学年に進行させる方が示されている。

指導要録は、子どもの就学前および小学校の就学中を通して子どもを追跡するものであり、校長によって保管され、子どもの学校生活あるいは家庭生活に変化があるたびに新しく書き加えられることになっている。

問題は、学期毎の通知表とその内容である。その内容の概要はつぎのとおりである(表1参照)。

「学期毎の通知表」は、戸籍情報や身分確認の他に、主に二つの部分を持っている。「勤勉さ」(assiduité) と「几帳面さ」(ponctualité) についての記載。これは欠席日数とか授業の開始時間の尊重を喚起するためとされている。

それから「子どもの人格についての観察」、これは五つの欄に分かれている：「身体的発達」(身体的成长、運動、感覚的繊細さ)、「情緒的反応」(感動性、感受性、趣味)、「社会生活」(他人との関係、共同精神、責任感、連帯性、自律性)、「知的可能性」(注意力、記憶力、好奇心、理解力、論理性、想像力、創造力)、「活動における行動」(努力、根気、力動性)。括弧のなかに示した項目は例示に過ぎないとされている。

これらの特徴を記載する際に注意すべきことは、反論を受け付けないような価値判断の形で表現することを差し控えることであり、学期毎に確認したり、明確にしたり、また補完や訂正すべきことを指摘している。決して、心理学的なポートレートを作成するのではないことを教師に喚起している。

通知表の第二の部分は、各教科の「学習活動」についてである。力点は、書く学習(筆記の質、表現力、注意力)に置かれている。教師は四つの文字を用いて評価をしなければならない：A(非常に満足)、B(満足)、C(難しいが可)、D(

不十分)。しかし、アルファベット文字による評価の他に点数によてもよいし、また学校評議会に付議したのち学校が採択した評価制度などが可能とされている。これらの評価には、各教科毎に評言が付け加えられる。全体評価 (appréciation d'ensemble) (助言や勧告) で終わる。父母の署名と必要に応じて一言を書く場所が設けられている。

それぞれの期(準備級、初級、中級)の終わりでは、総括 (synthèse) が同じ欄でなされる。しかし、学業に充てられた欄においては、評価は教育目標がどの程度達成されたを示すような評価法が採られている。すなわち、「目的の実現」の欄に記入される評価 (notations) は、例えば、++(大きく目的が達成されている)、+(目的は達成されている)、?(十分には達成されていない)ー(目的が達成されていない)とこのように記入される。評言は、この評価を説明し、明確にするとされている。

その他に、指導要録は母親学校と小学校との間の連絡表を加えることもできる。すなわち、「学校保健の医師によってあきらかにされた秘密でない医学的要素」、「学校心理学者の関与の結果」や「進路指導専門員による必要に応じた観察所見」などが記載される。

B) コレージュにおける生徒の指導要録について、その詳細な点を明らかにしたのは、1977年8月19日付け77-288号通達である。これに従ってその内容を概観することにする。

まず、指導要録は、生徒の戸籍についての有益な情報、医学的、家族的、社会的、心理学的など省令の第3条に列挙された情報に関する表、生徒の学習の進展に関する報告書、彼の進路指導および学校外活動に関する書類、付録に示したモデルに一致した学期毎の通知表の控え、生徒の両親と交換した通信、および、該当する生徒の経験、能力・適性、および行動についての意見を作成するために関係する職員の手助けになるようなあらゆる書類あるいは情報を含むものとする。

このうち指導要録に含まれる学期毎の通知表と成績・通信手帳 (carnet de notes et de correspondance) が、とくに重要であるとされている。

学期毎の通知表(表2参照)は教科目に大きな場所を与えている。それぞれの欄で、教授は該当する欄に印をつけることによって結果の進展を評価する。すなわち、非常に良い(très favorable)、申し分ない(satisfaisant)、困難な状態にある(en difficulté)、重大な局面にある(en situation)

critique), および全体的評価を与える。それは文字(A,B,C,D)あるいは20点満点でなされる。

全体的評価は、「生徒によってなされた学習、彼の知識、理解する能力、および彼が知っていることを応用する能力」についての必要に応じた観察所見で補われる。第3学期では、学年度評価が加えられる。この評価は、進路指導にとって大きな意味をもち、第5級と第3級の修了時点では、20点満点で表すことが良いとされている。教育指導員(*conseiller d'éducation*)は生徒のその他の活動について一言加えることができる。

表の下部は生徒の一般的能力(*capacités générales*)の評価に当たられる。それは、「注意力、記憶力、理解力、想像力、身振りの器用さ、芸術感覚、学習にたいする関心」である。また彼の「特質」(*qualités*)や「行動」(*comportement*)（「根気と努力意欲、実行の敏速さ、学習における注意力、組織能力、自信(*assurance*)、活力、義務の履行、集団意識、勤勉さ、几帳面さ」）の評価にも用いられる。「はっきりとしかも関連あると思われる(教授の)観察所見」についての評価は、第1および第2学期においてのみなされる。第3学期で、これらの評価は三つの欄に総合化され評価がつけられることによって: すなわち、A:非常に良い、B:申し分ない、C:不十分とする評価法である。通達に添付されたモデルの中では、「自信」の項目について、「過度の内気は、C欄に相当する」と明記されている。「とくに特徴的な」ものがない場合には、B欄に印を付すように指示されている。

この表は、必要に応じた補足的な注記や、校長の総合評価や助言によって補充されるし、また、最初の二学期についてのみ、「父母の必要に応じた観察所見」の欄が設けられている。

成績・通信手帳は、正式に言って指導要録の一部ではないとされているが、学校と家族との頻繁で、定期的な接触を確保するために重要と考えられている。通達は、この成績・通信手帳に記載すべき項目を示しているだけで、その形式については定めていない。

3) 1977年の指導要録に関する省令および通達をめぐる問題点と批判

アビ文相の指導要録は、新しいものではなく、すでに述べたように、15年前の1962年に出されていました通達を再び取り上げ、発展させ、とくにそれをコレージュ段階までに延長したものであった。1962年のものは、当時、問題にもされなかった生徒の「行動」に関する観察や、家族や社会的環境

などの要素をすでに含んでいたのである。

A) 指導要録に対する期待と不安

8月8日に出された省令に対する反応は、夏休みの真最中にも拘わらずきわめて敏速であった。それは、敏感な部分すなわち個人の私生活の部分に触れたことの証左である。

あるものにとっては個人の自由を侵害し、個人をカード化するものであり、その他のものにとっては教授学的な手段であり、教育的な連続性を確保するものであるとらえられたのである⁽²⁴⁾。

この指導要録の省令化に賛成している「公教育生徒父母協会連盟」(ラガルド連盟)は、つぎのように述べている。

ユートピア的であると同時に現実的であり、その特徴はもっとも重要で、疑いなくもっとも新しく野性的であるこの計画は、「児童を越えて子どもを発見することである」し、それは児童を家族的な環境におき、「生きた現実」、すなわち変化し、多様な現実において児童を考えることである。この意図は、われわれが喜ぶ以外ないものであり、この同盟のもっとも基本的目的に一致しているのである。教育活動の継続性を確保することによって、指導要録は「進路指導の隅石、すなわち要」をなすだろう。学級や教授が変っても、これは子どもを過去に結び付ける紐になろうし、子どもが、新学期毎に教師に知られてはいないのではないかという不安に対して安心をもたらすことになるのである。一人の子どもが弱視であることや、かかれが失読症であること、あるいは数学に困難を感じていることを知っていることは、第一学期における試行錯誤を避け、子どもが必要としている援助をより早く差しのべることになるのである。

指導要録を集団で作成していくことは、子どもの父母を始めとする子どもの教育に関係するすべての人々の「協議」を具体的に作り出すのに役立つ。そして、この協議は、教師に、単に教える(*instruction*)という観念から教育する(*education*)という観念を持たせるために、教師を教科の枠から引き出すことを可能にするのである。

協議は、さらに子どもにとって、「客觀性と公平さ」を保証するものでなければならない。関係するものたちがかれら自身の指導要録を知ることができるようにするのが良いのであり、不可欠である。指導要録を作成することは、われわれの目には改革の本質的側面とみえる。それは、「教育の個性化と長期的な目的」という考え方だけ

なく、学校や職業的な域を越えて、発展や継続教育の考え方を導入することになる。指導要録を駆使することは、各々の青年にとって、やりとげたことや長所を探し、限界はあるものの、かれの開花を支えることになるのである。

進路指導専門員たちが賛同した「現在の各々の青年が、あすの成人になるのに手をかす」という美しいスローガンにこの展望は要約される。このスローガンは、今日、多くの場で告発され、現実に存在する否定的な選抜にまさに対抗しているのである⁽²⁵⁾。

しかしながら、このような期待に反して、指導要録を定めた省令に対する批判には、きわめて激しいものがあった。

アビ文相自身も、指導要録という単純に教育的と考えられるものの背後に、市民の「カード化」(mise en fiche)と言う現代的な不安と恐れが影を現すことを予定していなかった。

「生徒のカード化という警察的な企図」、「組織的な選抜の道具」、「子どもの私生活、権利、未来に対する攻撃」(これはそう多くない)など、このような激しい批判が、8月16日の『官報』に公示されるやいなや公になされたのである。

省令案の法文は、教育の諮問機関によっていくども反発にあったばかりではない。それは、アビ改革の措置の殆どと同じ運命である。五つの請願がコンセイユ・デタに、とくに急進左翼運動(Mouvement des radicaux de gauche, M.R.G.)と家族組合同盟(Confédération syndicale des familles, C.S.F.)によって10月に提訴され⁽²⁶⁾、公教育生徒父母委員会総連盟(Fédération des conseils de parents d'élèves des écoles publiques, F.C.P.E. コルネット連盟)も1学期末に請願を提出した⁽²⁷⁾。

その提訴の提案理由はつぎのように述べられている。すなわち、1970年の病院法に統いて企図されたフランス人の健康カードの場合と同様に、一つの法律が生徒やその家族の私生活、すなわち「基本的な自由」に触れる領域に切り込んでくることが可能であるというのである。この論議は、C.F.D.T教員の週刊誌『サンディカリズム・ユニヴァエルシテール』(n° 719, 5 décembre 1977.)のなかで、司法官の組合の事務局長であるジェラール・ブランシャール(Blanchard, G.)氏によって改めて引き起こされ、激しさを増した。母性・幼児保護(Protection maternelle et infantile, P.M.I.)の医師や学校心理学者(psychologues sco-

laïques)も、そろって反対にまわった。指導要録を拒否する主張をしている父母の連合はパリ地区で膨れ上がり、パリのコルネット連盟も反対運動を計画するにいたった⁽²⁸⁾。

B) 指導要録に関する省令などをめぐる動き

「指導要録」に関する省令が公布されて、結局翌年7月5日付け省令で廃止にいたる動きを通時に概観するとつぎのようになる。

1977. 8. 8. 指導要録に関する省令公布。

8.19. 「官報」に公示、同日付省令実施
通達2通を公布。

8.23. アビ文相意見表明。

9. 1. 『教育省官報』に省令および通達を公示。

10. コンセイユ・デタへの請願提訴(C.M.R.G., C.S.F.)。

11. ジスカール大統領不安表明。

12.16. 改正案審議。

12. アビ文相譲歩: 5年の保管を1年間に。

1学期末 コルネット連盟請願提訴、新指導要録への記載拒否呼び掛け。

1978. 1. アビ文相譲歩。

1.25. アビ文相: 実施の断念を暗示。

2. 8. アビ文相: 指導要録について争わないと発言。

5. 4. ブーラック文相就任。

5. 8. ブーラック文相: 省令廃止を発表。

5. 9. 省令廃止後の問題について。

6. 20. 通達: 省令廃止後の措置。

7. 5. 省令: 省令の廃止。

C) 指導要録に関する省令への批判と反対論

その主な批判をまず、『ル・モンド教育版』から見てみたい。それによるとつぎのようになされている。すなわち、問題は、国民教育省によって規定された、標準の学期毎の通知表の中に、学業や学業成績ばかりでなく、生徒の「一般的能力」、彼らの「特質」(qualités)、彼らの「行動」(comportement)や彼らの健康状態および家族および社会的状況についての「情報」や「評価」があることである。他方、これらの要素の「コード化」(codification)は、社会的援助あるいは幼児医学のために軌道にのせられつつある情報操作に匹敵する情報的操縦への道を開くことができるのである。

C.S.F.が書いているように、一人の子どもについて、その就学期間の全体にわたり伴う指導要録のなかに、彼に「固定した、間違った印象」を与えるながら、「閉じ込めて」しまうことになると危

具されているのである。職業見習センターや技術教育の審査員の所にあるはずの情報が、雇用者まで抜けていくことはないのか？もし、指導要録自身が学校を出てはいけないとしても、原則として、教師や家族にだけは伝えることができるものではないのか？一般的に、指導要録を作成することは、フランス人の各々について流れる情報の網を大きくする。今日、個人の私生活の回りで密になっている網の目にさらに付け加えられることになろう⁽²⁹⁾。

この批判は、多くの批判を代表しているが、さらに詳しく検討するとつぎのようになる。

これらの批判を最初に起こした組織の一つである、急進左翼運動は、アビ文相の指導要録について、いわゆる「資本主義的学校」が企業主のための情報活動の特別な機能を果たしており、指導要録の制定は、警察的な選抜の道具となると厳しく非難している⁽³⁰⁾。

急進左翼運動のヴァステル (Vastel, D.) 氏は、また「アビは父母と教師を一度ならず無視してきた。指導要録の内容は、学校、家族、社会的、医学的、心理学的な情報を含んでおり、それは職業的秘密および家族の私生活への重大な侵害である。教育的な目的の言い訳で、大臣は人をあざむくことはできない。」と反対を表明している⁽³¹⁾。

最初に反対の声明を出したもう一つ組織である家族組合同盟は、「指導要録はすべての子どもをカード化するものであり、すでに現在の指導要録もそのことを良く示している。」

学校の規則に一致していないもの、のろい生徒、受け身的な生徒、規律が十分でない、などということが、進級や評価の際に、また進路指導の際に、ちょうど父母の職業が重きをなしていると同様な重きを持つに違いないし、移民家族、片親の子どもであるとか、市街化優先地域に住んでいるとかの事実が同じように重きをなすことになる。『行きすぎた』この指導要録は、第6級に進めないものの決定、特別学級への送り込み、前職業訓練、実社会に出ること、さらには、失業への道の決定を正当化するのに不可欠なものであることは、疑いない。」と異議を唱えている⁽³²⁾。

これに対して、エコル・ノルマル・シュペリール出身の作家であるイコール (Ikor, R.) 氏は、つぎのような、異なった見解を述べている。

小さい時からの記録が蓄積されていく。さらに、指導要録がふくらんでいくのを好むのか。すでに異論があるのに。生まれてから死ぬまで、みんながカードに入っていること、これは人間的自

由についてのあなたの理想であるだろうか？

学校生活について集められた情報が、秘密であることや、生徒の学校が終われば、その後破棄されることは知っている。指導要録は廃棄されることになっているが、校長が学校でその保管を延長し、永久化することもある。今日指導要録を破棄することになっているが、しかし、そうするのが問題になる日が来るだろう。これだけ努力したものを、かけがえのない情報を奪うなどとは罪であると非難するようになるだろう。私は、その結果を疑わない⁽³³⁾。

これは、記録を重視するフランスの特徴を考慮に入れた窓った見方であり、今日大きく開花しているいわゆる新しい歴史学の発展が、これまでに蓄積してきた病院のカルテや、学校の通信簿などに基づいているといわれていることを想起すると納得のいく見解のように思われる。

教員組合も、いくつかを除きほとんどが反対を唱えた。たとえば、国民教育総組合(S.G.E.N.-C.F.D.T.)は、「指導要録は、青少年を体系的にカード化する要素である」と述べている⁽³⁴⁾。

さらに、ロミアンはつぎのようにその危険性について述べている。

すなわち、各生徒の情報が登録され、その体系化された集中がなされるのであり、それは進路指導と関係あるときはいつも、その決定に利用されることになるのである。

1962年においては、リュシアン・ペイの指導要録は、コレージュの三つのコースへの生徒の割り振りに有益な文書であったが、1978年では、アビの指導要録は第二段教育のコース、とくにコレージュの就学期間に、社会的背景を原因にして小学校から明らかにされてきた学業失敗や遅滞の結果にしたがって、コースに振り分ける選別を容易にすることになるはずである。

このような指導要録の分析は、生徒を知らないだれにでも可能になろう。また、教育チームの間における成員の対話や意見交換よりも、特定の点について固定的に書かれた形式を好ましいとすることは、この指導要録が情報を得ることを本質的目的としている証左である。そして、この指導要録は、形式化された評価にしてしまうことを可能にするのである。

結局のところ、アビの指導要録において確立された連続的な調書、とくに心理学的な様相を呈しているこの調書は、教育活動の形式のチームをいかにして構成するかという研究や、生徒の職業的「養成」をいかに行うかという研究よりも、生徒

の振分にとってよりためになることは明らかである」と結論づけている⁽³⁵⁾。

以上のような批判や反対論を含め、その他のものも検討してまとめるところのようになろう。すなわち、①私的生活・自由への侵害、②個人のカード化とそれに伴うデータ化、③生徒のレイベリングの問題、とピグマリオン効果、④教育的なものではなく、事務的な手段とする批判、および⑤教師への負担増加などに分類されよう。

このうち、①と②は連動している。個人とその自由を尊重する国であり、これに対する警戒や擁護には非常に大きいものがある。これは、フランスに限ったことではなく、日本においても社会調査や国勢調査、それに伴ういわゆる背番号化などについてその問題点が明らかにされつつある。

教育界のいわば閉鎖的な壇の中で考えられていたこの指導要録は、まず、外部から攻撃された。それに反対した最初の組織が、教育の外にあったことには意味があった。それは、まず、家族組合連盟、急進左翼運動、母性・幼児保護医師、法曹界、心理学者であった。教員組合の側にあっては前述のように、国民教育総組合（S.G.E.N.-C.F.D.T.）が指導要録にたいしてもっとも激しく反対したが、その他は、その組合員に指導要録のなかで生徒の人格に触れる部分について記入を拒否するための指示を出すにとどまった。

教育界以外において激しい反対が行われたのは、われわれ現代人の、遠い近いは別にした、カード化の企てのようみえるあらゆる企図に対する極端な敏感さによって説明される。コンピュータの世紀にあって、個人の生活における社会のあらゆる調査は、それが若いゆえにそれだけ根拠をもった恐れを喚起する。「幼児医療自動管理」（Gestion automatisée de médecine infantile, GAMAN）計画や、「保健・社会活動県別自動管理」（Automation des directions départementales d'action sanitaire et sociale）計画が公にされた後であったがために、指導要録の起案者の意に反して、その幻想を激しくする結果となった⁽³⁶⁾。

指導要録の作成に賛成である全国リセ・コレージュ教員組合（S.N.A.L.C.）も、生徒の性格や社会的な環境に関する情報については意見を留保しているし、また同様に指導要録に賛意を示しているいわゆるラガルド生徒父母連盟も、指導要録の保管や責任については憂慮を示している⁽³⁷⁾。さらに、このような調査を行うことは、教育相の越権行為ではないかという疑問まで提起されたが⁽³⁸⁾、その問題について、コンセイユ・データは判断を差

し控えている⁽³⁹⁾。

これらの問題について、アビ文相は省令第6条にその危険を避ける条項を設けていることを説明した。また、「生徒の秘密に関するものは、記載しないし、政治的な基盤をもった『生徒をカード化する』という表現は、教育省の意図を批判するために用いている人々の名前を高めるものではない。教育行政は、このような正当性のない攻撃に巻き込まれないために、人間的問題にとりくんでいる公正正大さとその関心を示す十分な事例を示している」と反論している⁽⁴⁰⁾。その結果、アビ文相は、そのような考えは、「感情的な愚問」であり、「指導要録は子どもの人格の尊重を補足する保証」であると述べている⁽⁴¹⁾。他方では、そのような不安をなくすために、母親学校からコレージュまでの連続した指導要録の構想を断念し、中等教育への進学段階でそれ以前のものは破棄すること、また卒業後の指導要録の保管についても、5年間からもう少し短縮してもよいという譲歩を表明している⁽⁴²⁾。しかし、実際には、すでにグループ、オルレアンツール、レンヌおよびディジョンの大学区ではすでに、生徒の情報ファイルが存在しているのである⁽⁴³⁾。

つぎの批判点は、生徒のレイベリングの問題とその反対のピグマリオン効果の問題である。とくに前者の問題についてはすでにいろいろな点で触れてきた。英語圏において用いられているレイベリングに相当するフランス語は、いわゆる「名札付け」（étiquetage）であろう。データ化、カード化は、これと深い関係をもっている。子どもの性格、特質、親の職業、成績などのすべては、子どもの状態を固定化し、子どもに名札をつけるのに役立つことになる⁽⁴⁴⁾。教師が、なにかに、すなわち子どもの過去や現状によりかかってしまって、子ども自身を深く追究しようとしているならば、その子どもは悲劇である。反対に、生徒がどのように成長していくかは、一部分、教師が生徒にどれだけ期待するかにかかっているというピグマリオン効果もあるのである⁽⁴⁵⁾。

批判点の第四は、指導要録が教育的なものではなく、事務的な手段であるというものである。この批判は、指導要録の内容について、それが現代の教育学研究や心理学研究に基づかないおおざっぱな分析に頼っているという指摘からなされている。厳密に科学的な概念やそれに基づく実践を記録し、教師教育に貢献するような指導要録が必要ではなくて、行政文書としての指導要録が必要にされているのではないかというものである⁽⁴⁶⁾。

最後に、指導要録の作成は教師に負担を増加させるという批判である。これは、いさか複雑な内容をもつ指導要録の、とくにその心理学的な点についてなされたものである。このことはすでに、実験学校において見られたことであり、教師に求められた仕事の重さが、指導要録への拒否の原因の一つであったといわれている⁽⁴⁷⁾。

4) 省令の修正の試みとその失敗

以上に見てきたように、「指導要録」に関する省令について、きわめて激しい反対が引き起こされた。これに対して、アビ文相は、よりよい進路指導のために不可欠な資料を求める希求のために妥協を図ろうとしていろいろな試みを行った。

A) 修正の試み

指導要録は、「作成されるが、コード化されない便覧」であり、そこには、秘密でない情報だけしか記載せず、その上、社会的データに関する限り、父母によって記入されたものだけを載せる、という保証を文相は行っている。また、全国的なコード化などを避けるために、学期毎の通知表の形式については、どの学校でも同じということにはないとか、また、指導要録に付け加えられる通信手帳についても、全国的なモデルは示していないし⁽⁴⁸⁾、さらに守秘義務やデータを外部にださないこと、全国段階でデータを集積しないこと、また各学校に、指導要録の詳細な様式を決める自由を与えることを表明している⁽⁴⁹⁾。

さらに、これらの反対に対処するために、省令の修正について、1977年12月16日の普通・技術教育審議会 (Conseil de l'enseignement général et technique) で審議されたが、その修正案が33対23で否決されたにも拘わらず、文相はこの決定に拘束されることなく、指導要録を小学校とコレージュとに分離し、小学校の指導要録は中等学校へ提出する書類に記入するために用いられるのであり、受け入れのコレージュは小学校の指導要録を一年間のみ保管し、校長のみが参照できるとする修正を行った⁽⁵⁰⁾。それはコレージュからリセあるいは職業見習センターに進学する場合も同じあるとされた。また指導要録の就学期間終了後5年間保管のものを1年間に短縮した⁽⁵¹⁾。

文相は、同じような修正の説明を1978年の1月にも行っているが、このような大幅な、むしろ指導要録の必要を訴えてきた目的までも大幅に退けることになったにも拘わらず、それまでの不安などを緩和することにはならなかった。

このような情勢を考慮して、教育省は1978年1

月25日に声明を発表し、指導要録について決定的な結論が出るまで、指導要録の使用の自由を学校に任せることを明らかにせざるを得なくなった。このことは、教育相が1977年8月8日付けの省令の実施を断念したことを示唆している⁽⁵²⁾。

その後、アビ文相は、「指導要録を、断念する用意がある」と答えている。1978年2月8日の記者会見では、「私は、指導要録のために争うつもりはない。」と答えた⁽⁵³⁾。

「指導要録に設けた新しい欄は教師自身によって要求されていたものであったのである。それは、教師の要望に答えるものであった。私にはまったく責任はない。私は、フォンタネ文相時に、国民教育省で三から四年前に会合した研究委員会 (commission d'études) に参加したこととはなかった。」と述べるにいたった⁽⁵⁴⁾。

B) 1977年省令の廃止

このようにして、1977年の省令は廃止せざるを得なくなった。その廃止の予定通達が、1978年6月20日付け78-202号で公布されている。これは、1977年8月8日付けの省令とその実施通達である二つの通達が近く廃止されることを予定して、その後の混乱を避けるために出されたものである。その通達は、1977年の新学期から実施が予定された指導要録に変わって、生徒の追跡調査の様式が協議され、その結論が出るまでの間、従来用いられてきた様式のうちその機関にもっともふさわしいものを採用して良いことを認めている。

そして、新文相ブーラック氏は、1978年7月5日付け省令によって、1977年8月8日付け省令を廃止し、それは、同年7月8日の『官報』に公示され、その終焉を迎えたのである。

C) 1977年省令の廃止への反応とその後の措置

省令廃止の措置は、「選別に利用するために各生徒の情報をすべて『指導要録』に集中させるという試みに対してなされた教育運動のすべての民主的、政治的組織、組合および父母団体の勝利である」と述べられた⁽⁵⁵⁾。これは、「指導要録」に反対してきた団体を代表する反応であろう。その他の主な教員組合や生徒父母連盟の反応を概観することにしたい⁽⁵⁶⁾。

まず、反対の表明を初めて行った組織の一つである「家族組合総連盟」 (C.S.F.) は、アビ改革について、学校を誤らせてことに反対する初めての大勝利であると述べている。「指導要録」は、「その他にも多くのことを含んでいる改革の差別的な一つの要素にしか過ぎないし、権威的な選抜、幻想的な援助措置、教育内容の貧困化をもたら

している。」と論評し、この最初の成功に続き、改革全体の反対闘争を行うとしている。

「国民教育総同盟」(F.E.N.)のアンドレ・アンリは、ブーラックの決定は心理的な衝撃を持ち、「指導要録」は、教育の本質ではないと述べている。F.E.N.はよりよい指導要録の作成の研究に取り組むつもりであると続けている。

「全国中等教育組合」(S.N.E.S.)は、大臣の廃止の決定は喜ばしいし、闘争の結果であり、関係するものすべてを集めて、教育チームによる生徒の追跡の方法について研究を始めるとしている。

「国民議会共産主義グループ」は、「政府の後退を満足に思っている。生徒の就学期間中を通しての必要な教育的追跡は、教師養成の明敏な改善、教育チームの全員が揃い、良い機能を果たすために必要な手段〔予算〕の配分、父母の学校生活へのより活発な参加によって確保されるべきである。」と断言している。

「全国生徒父母自治協会連合」(U.N.A.A.P.E.)は、生徒の人格的および社会的生活や、家族のそれらは、多くの慎重さを必要とする観念であり、ある場合には、職業的秘密を引き出すことも可能である。「指導要録」がこれらの観念を問題化することを可能にしたかも知れないが、この廃止を残念に思う必要はない、と意見を表明している。

これらの廃止に賛成の見解に対して不満を表明している組織ももちろん存在する。

このうち、「指導要録」の教育的必要性を絶えず主張してきた「公教育生徒父母協会連盟」(P.E.E.P., いわゆるラガルド連盟)は、この「指導要録」の提案が多くのところで歓迎されているのに、他方では「悪意ある批判」がなされ、終焉に追込まれたことを残念に思っている。

また、「全国公教育自治集団総連盟」(C.N.G.A.)は、ブーラックの廃止決定を驚いて受けとめていると見解を述べ、その利点と欠点を知るために、一年くらい決定を待つのがよかったですと指摘している。ブーラックは、「もっぱら政治的とは言わないまでも本質的に政治的な性格の圧力に譲歩した」と述べ、残念さを表明している。

「フランス全国教員組合連盟」(U.S.N.E.F.-C.G.C.)も、このなりゆきを政党的な目的にもつていかれた間違った争いであるとしている。「大臣が、指導要録がもつていている教育的な利点を深く考えずに、ある種の圧力にたやすく譲歩したのは残念である。」と同様な反応を表している。

また、教師の少数派であるが、教育相が左翼組合にあまりに早く譲歩したことを批判している。

D) アビ氏とブーラック文相の見解

アビ文相は、ブーラック氏の入閣により、文相の地位を去ったが、生徒の能力・適性に応じた教育を行うという進路指導の理念にも拘わらず、近年学業成績によってのみ進路が決定されることを遺憾に思い、長年の正常化へのために、「指導要録」の省令化を行ったのである。しかし、アビ文相は、いつも「指導要録」に対して間違った、悪意のある批判が続けられてきたと常に表明してきた。これは、ラガルド氏との会談でも強く強調されている⁽⁵⁷⁾。

このようななりゆきは、アビ氏には非常に嫌悪すべきことであったに違いない。前述のように、アビ氏は「私は、それにはまったく責任がない。」とさえ言わしめているのである⁽⁵⁸⁾。

しかし、このような状態から立ち上がり、冷静に過去を回顧し、後への希望を語ることになる。

アビ氏は、「指導要録」に記載された情報のうち、「真に有益な情報を判別しなければならない」と強調している。そして、省令の廃止後、「今しなければならないことは、教授が必要としている情報と、生徒のためになる情報とはなにかを理解しあうことである。」と言っている。続けて、アビ氏は、ブーラック文相が採った決定措置は、「指導要録のある一つの形式への告発」であり、「その原則」への告発ではないにちがいない。その原則は、「〔アビ〕改革とは関係はなかった、というのはその原則はすでにジョゼフ・フォンタネ氏（アビの前任者）によって重視されていたのであるからだ。」それを、義務的な法文の対象にしなかったのは、本當であるけれども、と述べ、今後とも、「指導要録」について真剣に取り組まれることを期待している⁽⁵⁹⁾。

これを受けて、ブーラック文相は、「指導要録」についての討論を開始することを表明した。

指導要録の廃止後、新しくそれに代わるもの、すなわち、学業成績だけに基づくのではなく生徒を知ることを可能にする新しい「教育的な道具」を開発し、実施する必要を強調している。大臣は5月9日に、この問題について討論が行われると発表した。「父母連合、教師の代表、校長の代表が、生徒のよりよい進路指導のために作成される『リヴレ・スコレール』の検討を大臣と再び始めたいと願うなら、ブーラックはこの問題について討論を開始する。」と提言している⁽⁶⁰⁾。

この提案は、関係する多くの部分で歓迎された。そして、これから行われる討論では、文書の詳細について規定することはしないことが論議さ

されることになるだろうと報道されている⁽⁶¹⁾。しかし、この前向きの提案は、アビ文相の「指導要録」以前への後戻りをも含めて考えられていたことは、既述のように理解できるし、それだけ困難な問題を内包しているのである。

(六) おわりに

フランスの進路指導も、それを制度的に行う「観察・指導課程」が設置されて、すでに四半世紀が過ぎた。創設期には、いろいろと工夫もなされ、活気に満ちていたが、すべての制度はエントロピーの原則に従って変容し、また崩壊する。フランスの進路指導も、近年になってその問題が公にされるようになった。長年の隠れた、あるいは隠されていたというより、公然の秘密となっていた問題が、『ル・モンド』(1985年3月22日)や、週刊誌『ル・ポワント』(1985年3月25-31月号)で明らかにされてきた。それによって、その制度がすべて否定されるものではないが、活性化するための多くの問題意識を与えてくれるのである。

「指導要録」は、進路指導の本質に立ち帰るための一つの手段であったことは否めない。すなわち、「指導要録」は、生徒の能力・適性にあった教育を保障しようとするための生徒資料の体系的な作成であったからである。

生徒についての観察やその記録をとることは、すでに見てきたように長い歴史をもっている。

フランスについて見ると、それは、まず公教育が成立し、その義務履行を管理するためのものであった。その後、1959年のベルトワン改革によって「観察課程」が設置され、そこにすべての小学校卒業生が無試験で入ることになり、そのための審査資料としての性格を持つにいたった。とともに、生徒の観察に基づいて進路を指導するために、単に成績だけではなく、全人的な観察が求められたのである。ジャン・ゼーの「指導学級」、戦後の「新しい学級」、「先導学級」、そして総合制中等学校である「中等教育コレージュ」が実験の後、設置され始められる頃は、一体なにが能力・適性であり、どのようにそれを発見し、どのように生徒を指導し、向けていけば良いのかについて、実に熱心な努力がなされてきたのであり、それは本論において概観したとおりである。

しかし、そうこうするうちに進路指導は、学業成績に過大な比重をかけたものに変容していく。

その頃から、生徒の人格を考慮しない非人間的な装置としての学校が批判されることになる。

1968年の紛争では、学校は匿名の場所ではなく、教えることは、まず青年を理解し、その過去を理解し、その存在の状態を知ることであると主張されていた。一言でいえば、個人に関心を払うことの必要を求めたのである。すなわち、生徒をより具体的に、よりよく知らなければならないという概念に、教師や教授に向かわせる方法は、「指導要録」そのものであったと言ってもいいだろう。

アビ文相の「指導要録」に関する省令の起草作業を直接指導した大学区総長ゴーチエ(Gauthier, H.)氏は、待ち望まれてきた「指導要録」についてつぎのように述べている。

すなわち、「皆は、長い間、教育過程における連続性を待ち望んできた。ずっと前から、父母は学校との関係の薄さを嘆いてきた。両者の関係は、学期毎の通知表の電報のような表現で、かつ固定した方法で『良くやっている』とか『良い生徒』であるなどの評価でなされている。

結局、現在行われている進路指導は、生徒の成績だけに基づき、その成績結果をいくぶん説明するような生徒の情緒的、文化的、あるいは人格的な環境を考慮に入れることなく、子どもの進路指導を行っていることがあまりにも多くなっている。」と指摘している⁽⁶²⁾。「そのために、これまでそれぞれの学校で用いられてきた指導要録の内容を、心理学的段階の考慮まで入れることによって拡大することは、それ自体むちゃなことではない。もし、学校が学ぶ機械を取り扱うのではなく、生きたそして感情の存在(人間)を取り扱うことを見たいならばである。」と続けている⁽⁶³⁾。

アビ文相自身は、前述のように、「指導要録」には責任がないと述べているが、実は1960年代終わりから、総視学官として、「性格と行動の特質の発見」という実験を開始し、この問題に開拓してきているのである。さらに、教育省では、カペル大学区総長の協力者であり、1962に第6級進学のための指導要録を作成している。この指導要録の一般化は既述したように改革の二つの必要に答えていた：すなわち協約私立学校の生徒を、試験なしで公立学校に入学を許可することであり、また証書(とくに、第一段教育修了証書、あるいはバカラレア資格の一部の選択科目)の授与の審査においてそれ以前の学業成績の重みを増す目的をもっていた。

心理学的要素や学業の要素を含む「指導要録」の作成が、生徒の学業の全体を有益に考慮に入れようとする教師(少なくともその幾人)の要望に答えたと、アビ氏がいうことは間違ってはいなかった。そしてつぎには、その同じ教師たちが、自

分たちの授業と生活についてのより完全な職務時間表を作成することを要求し、また教授の「個人差」を無くし、他方、「試験主義」(examinité)と、1967年のアミアンの集会で數学者のアンドレ・リクネロヴィチによって批判された「探点妄想」(délire notateur)に対して反対し戦ったのである。評価の改革に関する1969年1月の通達—これは当時すべての教育運動によって承認されたが一は、生徒の「総合評価」(bilan global)を実施に移すことを宣言した。この通達の準備と責任を負わされた総視学官のマルセル・シール(Cire, M.)は、「われわれに関心があったのは、生徒をその全体において評価することであった。教育活動は、学業結果の単純な評価だけに基づくことはできない」と述べている。地獄への道と同じように、「指導要録」は善意という敷き石で敷き詰められていたのである⁽⁶⁴⁾。

このような経歴を持つだけに、アビ文相には、「指導要録」への反対は「間違った批判」と思えたのである。進路指導には十分な生徒情報が必要である。他方、それを求めれば求めるほど、現代の不安である情報化とそれに伴う私生活と自由への侵害が問題となってくる。関係者間における信

頼関係こそこの問題の本質であるとする考え方もあるが⁽⁶⁵⁾、果たして信頼だけで解決する問題であるのか、そしてそのような時代であるのか。

ラガルド父母同盟は、旧い指導要録に帰るのではなく、子どもの全体性を考慮に入れた新しい指導要録の作成を求めている⁽⁶⁶⁾。しかし、「指導要録」は、諸刃の剣であることが分かった以上、この解決は困難なアポリアに思われる。1978年に「指導要録」の省令が廃止され、それ以前の状態に戻ったままその後の進展は見られない。

形骸化している学校の問題は、フランスも例外ではないが、諸刃の剣を握る教師にすべてがかかるとしているとする考え方⁽⁶⁷⁾うなづけるのである。

他方、近年、進路指導において、学校と父母との間における対話が重視されてきているが⁽⁶⁸⁾、これはフランスにおける進路指導の新しい形態を象徴するものかも知れない。

ともかく、子どもの能力・適性が何であり、それを発見し、それを記録する手段が何であり、さらにその能力・適性に合った教育課程や教育方法が何であり、究極的に人間にとて教育が何であるのかの哲学的究明が求められていることを改めて想起させられるのである。

A) 参考文献（法令に関するもののみ）

- 1) *Recueil Dalloz*: Recueil hebdomadaire du jurisprudence; Recueil périodique et critique de jurisprudence, de législation et de doctrine, Dalloz, 1882, 1887 et 1936.
- 2) *Information et orientation*, I.N.R.D.P., 1974, et les mises à jour du 1er au 6e (1980).
- 3) *Information et orientation*, C.N.D.P., 1983, et la première mise à jour (1984).
- 3) *L'enseignement du second degré*: Mémoires et documents scolaires, n° 4,s.d.
- 4) Ministère de l'Education nationale, *La réforme de l'enseignement*: cycle d'observation, classes d'accueil, I.P.N., 1961.
- 5) Ministère de l'Education nationale, *Le premier cycle*: accueil, observation et orientation des élèves de la classe de 6e à la classe de 3e, I.P.N., 1964.
- 6) Guillemoteau, R. et P. Mayeur, *Enseignements élémentaire et préélémentaire*, (Traité de législation scolaire et universitaire, Tome 3), A. Colin, 1970.
- 7) *Code Soleil*, SUDEL, éds. 1978, 1979, et 1983.
- 8) *Bulletin officiel du Ministère de l'éducation* [nationale, du Ministère des universités et du Ministère de la jeunesse, des sports et des loisirs], 1962—1985.

B) 注

- (1) a) 「観察指導に要する諸様式」、「その他の関係諸様式」、森藤吉著『フランスにおける教育改革と進路指導—とくにその観察指導について—』、萬字堂、昭和43年2月、付録に所収。
b) 滝沢武久「フランスの指導要録」『現代教育科学』、1973年3月号、93—97頁。
c) 「フランスの通信簿と観察記録簿」国民教育研究所編『通信簿と教育評価』、草土文化、1975年、230—242頁。
- (2) "dossier scolaire," Foulquié, P., *Dictionnaire de la langue pédagogique*, P.U.F., 1971, p. 136.

- (3) *Loc. cit.*
- (4) *Loc. cit.*
- (5) "dossier scolaire," *Encyclopédie pratique de l'enseignement*, I.P.N., 1960, p. 133. この指導要録についての説明は、1952年10月25日付け通達の抜粋である。
- (6) "dossier scolaire," Mialaret, G., *Vocabulaire de l'éducation*, P.U.F., p. 173.
- (7) "dossier scolaire," Demnard, D., *Dictionnaire d'histoire de l'enseignement*, Jean-Pierre Delarge, 1981, p. 206.
- (8) Ministère de l'Education nationale, *Les classes d'orientation: Rapports et notes; Documents*, N° 23, 1937, pp. 54-55, 93-110., 田崎徳友「フランス中等教育改革における『実験的試行』の位置と意義—ジャン・ゼーの『指導学級』を中心として—」『広島大学教育学部紀要』, 第1部, 第22号, 1973年, 53頁。
- (9) I.P.N., *Encyclopédie pratique de l'éducation en France*, *op. cit.*, p. 133 et 573.
- (10) Guillemoteau, R., et P. Mayeur, *Enseignements élémentaire et préélémentaire*, (Traité de législation scolaire et universitaire, tome 3), A. Colin, 1970, p. 268.
- (11) *Ibid.*, p. 48.
- (12) *Ibid.*, p. 268.
- (13) *Recueil Dalloz*: Recueil hebdomadaire du jurisprudence; Recueil périodique et critique de jurisprudence, de législation et de doctrine, année 1936, Dalloz, D.P. 36. 4. 355-359.
- (14) *Ibid.*, p. 358.
- (15) 田崎, 前掲論文, 53頁。
- (16) "Le dossier scolaire," *Recherche pédagogique* (L'orientation scolaire et la recherche des aptitudes), n° 34; p. 1969, 73. なおルフェーヴルの作成した指導要録は, Lefèvre. L.; *Le maître observateur et acteur*, ESF, 1967. に所収。
- (17) I.P.N., *op. cit.*, p. 573.
- (18) *Recherche pédagogique*, *op. cit.*, 73p.
- (19) Romian, J., "Feu le dossier scolaire Haby," *L'école et la nation*, n° 285, oct., 1978, p.43.
- (20) この指導要録は、その後多くの学校において頻繁に利用されてきたし、本文で後述するように1977年の省令が廃止された関係上、今日も多く用いられている。なお、この指導要録をモデルとした実際の指導要録の、表紙、および1, 4, 5, 6頁にあたる部分が、本文注(1)のc)の文献に訳出されている。
- (21) Romian, *op. cit.*, pp. 43-44., Romian, J., "Psychologie et réforme de l'enseignement," *Bulletin de psychologie*, n° 252, oct., 1966, p. 69.
- (22) *Loc. cit.*
- (23) *Recherche pédagogique*, *op. cit.*, pp. 73-123.
- (24) Corbière, S., "Le nouveau dossier," *La voix de parents*, n° 196, nov., 1977, p. 8.
- (25) Corbière, *op. cit.*, pp. 8-9.
- (26) Herzlich, G., "Le dossier scolaire: aide ou inquisitions?," *Le monde de l'éducation*, n° 37, mars 1978, p. 60.
- (27) *Le Monde*, 22 décembre 1977.
- (28) *Ibid.*, 22 janvier 1977.
- (29) Herzlich, *op. cit.*, p. 60.
- (30) *Le Figaro*, 8 septembre 1977.
- (31) *Le Monde*, 25 août 1977.
- (32) *Loc. cit.*
- (33) *Ibid.*, 26 août 1977.
- (34) *Ibid.*, 28-29 août 1977.
- (35) Romian, *op. cit.*, pp. 44-45.
- (36) *Le Monde*, 10 octobre 1978.

- (37) *Le Figaro*, 8 septembre 1977.
- (38) *Le Monde*, 22 décembre 1977.
- (39) *Ibid.*, 27 janvier 1978.
- (40) *Ibid.*, 25 août 1977.
- (41) *Ibid.*, 6 septembre 1977.
- (42) *Ibid.*, 22 décembre 1977.
- (43) Herzlich, *op. cit.*, p. 63.
- (44) *Ibib.*, p. 62.
- (45) *Loc. cit.*
- (46) Herzlich, *op. cit.*, p. 61.
- (47) *Ibid.*, p.62.
- (48) *Le Monde*, 26 août 1977.
- (49) *Le Figaro*, 10 mai 1978.
- (50) *Le Monde*, 22 décembre 1977.
- (51) *Loc. cit.*この措置は、指導要録に賛意を表わしていたラガルド生徒父母連盟の意見と一致している
(Corbière, *op. cit.*, p. 10.)
- (52) *Ibid.*, 27 janvier 1978.
- (53) *Ibid.*, 10 mai 1978.
- (54) Herzlich, *op. cit.*, pp. 60-61.
- (55) Romian, *op. cit.*, p. 1.
- (56) *Le Monde*, 11 mai 1978.
- (57) *Le Figaro*, 10 mai 1978.
- (58) Herzlich, *op.cit.*, p. 60.
- (59) *Le Figaro*, 10 mai 1978.
- (60) *Le Monde*, 11 mai 1978.
- (61) *Loc. cit.*
- (62) *Le Monde*, 26 août 1977.
- (63) *Loc. cit.*
- (64) Herzlich, *op. cit.*, p.61.
- (65) *Le Figaro*, 8 septembre 1977 et 10 mai 1978.
- (66) *Ibid.*, 10 mai 1978.
- (67) *Le Monde*, 26 août 1977.
- (68) 田崎徳友「フランスの中等教育における進路指導政策一バカラレア資格およびその他の資格と、それらへ向けての進路指導の現実一」『福岡教育大学紀要』, 第34号, 第4分冊, 昭和60年2月, 28頁。
(1985. 9.10.)